

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和7年度 第6回 理事会議事録

- 1 開催の日時 令和8年2月10日（火）午前10時00分

- 2 開催の場所 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務室
大阪府中央区天満橋京町1番26号
当該場所に存しない役員等は、Web会議システム（使用サービス名：Zoom）を利用して参加。

- 3 理事総数 8名

- 4 出席理事数 7名
出席理事長 目片佳子
出席理事 水谷 亨
出席理事 碓 正登
出席理事 裏 祥嗣
出席理事 平井克尚
出席理事 中川 一
出席常務理事 今井 崇

- 5 出席監事 佐々木 泰裕
出席監事 岡本 光平

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開会

令和7年度第6回理事会をWeb会議として開始するにあたって、出席理事、監事全員の音声及び映像が共有されていることを確認した。定刻に至り、事務局長の今井崇氏が開会を宣し、本日の令和7年度第6回理事会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、目片理事長及び来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第34条の規定により、目片理事長が議長に就任し、上記出席者全員の音声及び映像が共有されていることを確認し、議案の審議に入った。

(3) 議案

第1号議案 令和7年度収支予算書（補正）の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和7年度収支予算書（補正）の承認の件」について説明させ、今井事務局長が、定款第8条第1項の規定により、令和7年度収支予算書（補正）を資料1のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第2号議案 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件 - 次期（令和8～10年度）事業計画・運営計画 -

議長が、今井事務局長に「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件」について説明させ、今井事務局長が、資料2のとおり公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方を見直したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第3号議案 旅費支給規程の変更に対する承認の件

議長が、今井事務局長に「旅費支給規程の変更に対する承認の件」について説明させ、今井事務局長が、資料3のとおり旅費支給規程の変更をしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第4号議案 会計規程の変更に対する承認の件

第5号議案 資金管理・運用規程の変更に対する承認の件

議長が、今井事務局長に「会計規程の変更に対する承認の件」及び「資金管理・運用規程の変更に対する承認の件」について一括説明させ、今井事務局長が、資料4のとおり会計規程の変更を、また資料5のとおり資金管理・運用規程の変更をしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第6号議案 公益充実資金の積立に関する承認の件

議長が、今井事務局長に「公益充実資金の積立に関する承認の件」について説明させ、今井事務局長が、先に承認された資金管理・運用規程第6条題1項の規定に

より、公益充実資金の積立を資料6のとおり実施したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第7号議案 令和8年度事業計画書の承認の件

第8号議案 令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和8年度事業計画書の承認の件」、「令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件」について一括説明させ、今井事務局長が、定款第7条第1項の規定により、令和8年度事業計画書を資料7のとおりとし、令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を資料8のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第9号議案 令和7年度第3回評議員会の招集に関する件

議長が、今井事務局長に「令和7年度第3回評議員会の招集に関する件」について説明させ、今井事務局長が、定款第17条第1項及び理事会運営規程第13条第3号の規定により、資料9のとおり令和7年度第3回評議員会を令和8年2月25日に招集したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(4) 報告事項

今井常務理事から、資料10のとおり定款第23条第3項の規定による理事長及び常務理事の自己の職務の執行の状況について報告した。また、資料11のとおり、理事長専決による職員給与規程の一部改正について、資料12のとおり琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会について報告した。

(5) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和7年度第6回理事会の議題全部を終了したので、今井事務局長が午前11時10分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、今井常務理事が議事録を作成し、代表理事（理事長）および出席監事が次に記名押印する。

令和8年2月10日

議長及び代表理事（理事長）

監 事

監 事

[資料 1]

令和 7 年度収支予算書（補正）の承認の件

収 支 予 算 書（ 補 正 ）
 令 和 7 年 4 月 1 日 ～ 令 和 8 年 3 月 3 1 日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	32,163,000	13,784,000		45,947,000	2,521,000	48,468,000
基本財産受取利息	(32,163,000)	(13,784,000)		(45,947,000)	(2,521,000)	(48,468,000)
特定資産運用益	0	0		0	1,038,000	1,038,000
特定資産受取利息	(0)	(0)		(0)	(1,038,000)	(1,038,000)
受取会費	200,000	0		200,000	0	200,000
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(0)	(200,000)
寄付金収入	0	0		0	0	0
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0		0	18,000	18,000
雑収益	(0)	(0)		(0)	(18,000)	(18,000)
経常収益計	32,363,000	13,784,000		46,147,000	3,577,000	49,724,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,150,000			3,150,000	△ 6,000	3,144,000
給料手当	11,337,000			11,337,000	432,000	11,769,000
法定福利費	3,011,000			3,011,000	△ 221,000	2,790,000
福利厚生費	30,000			30,000	0	30,000
会議費	25,000			25,000	0	25,000
旅費交通費	676,000			676,000	△ 257,000	419,000
通信運搬費	484,000			484,000	△ 47,000	437,000
消耗品費	399,000			399,000	△ 21,000	378,000
印刷製本費	692,000			692,000	△ 240,000	452,000
光熱水料費	372,000			372,000	0	372,000
賃借料	3,668,000			3,668,000	0	3,668,000
保険料	0			0	0	0
諸謝金	1,061,000			1,061,000	△ 158,000	903,000
租税公課	1,000			1,000	0	1,000
支払負担金	1,964,000			1,964,000	△ 44,000	1,920,000
支払助成金	4,300,000			4,300,000	30,000	4,330,000
委託費	8,415,000			8,415,000	△ 6,880,000	1,535,000
新聞図書費	55,000			55,000	47,000	102,000
支払手数料	13,000			13,000	0	13,000
減価償却費	764,000			764,000	△ 73,000	691,000
退職給付費用	194,000			194,000	3,000	197,000
管理費						
役員報酬		2,100,000		2,100,000	△ 4,000	2,096,000
給料手当		2,703,000		2,703,000	158,000	2,861,000
法定福利費		1,439,000		1,439,000	△ 39,000	1,400,000
福利厚生費		12,000		12,000	0	12,000
会議費		34,000		34,000	0	34,000
旅費交通費		103,000		103,000	△ 3,000	100,000
通信運搬費		190,000		190,000	△ 3,000	187,000
消耗品費		339,000		339,000	△ 77,000	262,000
印刷製本費		60,000		60,000	0	60,000
光熱水料費		159,000		159,000	0	159,000
賃借料		1,752,000		1,752,000	△ 156,000	1,596,000
保険料		60,000		60,000	0	60,000
諸謝金		1,127,000		1,127,000	△ 136,000	991,000
租税公課		65,000		65,000	30,000	95,000
支払負担金		50,000		50,000	△ 7,000	43,000
委託費		2,334,000		2,334,000	△ 1,710,000	624,000
新聞図書費		40,000		40,000	0	40,000
支払手数料		158,000		158,000	0	158,000
減価償却費		504,000		504,000	△ 31,000	473,000
経常費用計	40,611,000	13,229,000		53,840,000	△ 9,413,000	44,427,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
基本財産評価損益等 60	0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
2. 経常外増減の部 65						
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
雑収益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用 70						
固定資産除売却						
固定資産除却損	0	0		0	0	0
経常外費用計	0	0		0	0	0
当期経常外増減額	0	0		0	0	0
他会計振替額 75	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
一般正味財産期首残高				124,751,694	5,188,287	129,939,981
一般正味財産期末残高				117,058,694	18,178,287	135,236,981
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益 80	32,564,860	13,956,226		46,022,785	2,963,861	48,986,646
一般正味財産への振替額	32,163,000	13,784,000		45,947,000	2,521,000	48,468,000
当期指定正味財産増減額	53,050	22,736		75,785	442,861	518,646
指定正味財産期首残高				2,651,015,745	△ 304,258,705	2,346,757,040
指定正味財産期末残高				2,651,091,530	△ 303,815,844	2,347,275,686
III 正味財産期末残高 85				2,768,150,224	△ 285,637,557	2,482,512,667

〔資料 2〕

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の 今後のあり方にかかる見直しの承認の件

(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構(BYQ)の今後のあり方について

－ 次期(令和 8～10 年度)事業計画・運営計画 －

1. 次期見直しの背景

当機構は、平成 5 年に琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく唯一の機関として設立され、水質保全に関する調査研究事業、流域水質保全を目的とした広報啓発事業や活動支援事業等に取り組んできたところである。活動環境の変化等に伴う業務の見直しや府県や民間企業からの派遣職員の引き上げなどを踏まえた収支に見合うスリムな体制で、平成 25 年 4 月に公益財団法人への移行を行った。その後、社会からの期待にふさわしい水質保全への取り組みを通じ、広く公益実現に貢献する使命を与えられているとの認識に立ち、移行を契機として、収入に見合った事業体系、必要最小限のスリムな組織体制で臨むこととした。運営面では設立から 30 年以上が経過し機構のあり方が議論される中、流域水質保全に関する課題やニーズの変化、さらに機構の財務運営に影響する債券市場の金利低下傾向などの運営環境の変化への対応を求められるものの、中長期の運営計画を策定しづらいことから、当面 3 か年程度で事業・運営計画を立てて、各々の事業については年度毎の事業計画で精査、見直しを図ることとしてきた。

第 5 期(令和 5～7 年度)の運営においては、機構事務所の入居ビル解体に伴い、移転前の賃料程度と移転期限の条件のなかで移転物件を比較検討し、賃貸面積を従前より小さくするなどにより、移転補償費により機構の持ち出しもほとんどなく、令和 6 年 1 月に現在の事務所に移転した。

第 5 期事業計画・運営計画に基づき必要最小限の人員体制のなかで、収入増に伴い調査研究や水質保全研究助成などを充実させるなどにより、流域の水質保全活動への寄与を図ってきたが、次期計画に向け収入－支出の増加分については、令和 7 年度施行の改正公益法人法に基づき、機構事業等の見直しや公益充実資金の活用など検討していくことが求められる。

また、諸物価の上昇や人件費の定期昇給などに伴い年々費用は増加していくことや、円貨建て仕組債の運用においても早期償還条項付のため発行体の都合による元本返還の可能性が、令和 10 年度以降、15 年度以降にあり、その際の組み換えリスクに対する以下のとおり対応を行った。令和 6 年度頃から一時の超低金利から政策金利の見直しに伴い金利上昇がみられる中、特定資産は令和 5 年度時点で 7 千万円に減少しているが、当面の間特定資産を取り崩す可能性が低いことから、理事会・評議員会の決議を経て、特定資産 7 千万円のうち 6 千万円を基本財産債券と交換し、基本財産として新規で債券 6000 万円を購入し、基本財産債券 6000 万円(令和 14 年 6 月償還期限)は特定資産として保有し、合計で年間 138 万円の運用益を確保することができた。また、機構保有債券は 20 年債、30 年債であったが、30 年債を 40～50 年債に買い替えることに対してあらかじめ理事会、評議員会で報告したうえで、債券 6 億円(30 年債の一部)の 40 年債への組替を行い、年間約 258 万円の運用益を増加させることができた。

寄付金については機構の活動に理解をいただいた企業等から、令和5年度は600万円余り、令和6年度は370万円余りを受けることができた。

当機構ではこれまで超低金利の影響下による基本財産運用収入のため、必要最小限の組織体制と、公益目的事業についても事業を縮小し必要最小限の規模で継続してきた。

近年の金利上昇傾向の中において、債券組替等により一定運用収入が改善したが、一方で金利上昇は所有債券の時価評価の下落という側面もあるため、さらなる運用収入の改善は容易ではなく、また今後の金利動向を見通すことも困難なため、現時点で見通せる収入の範囲で、今後の機構のあり方、公益事業を中心とする取り組みの方向性を見通していくことが必要である。

また、令和6年改正の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「改正公益法人法」という。）で新たに制度化された「公益充実資金」の制度など活用して、事業の安定化を確保しながら事業を継続していく。

2. 今期(令和5～7年度)の主な取組み状況

【公益目的を基本とする事業運営の推進】

(1) 調査研究事業

機構の水質保全研究テーマは、「水質に関する生活環境保全に関わる調査研究」、「安全で安心な水のための健康リスクに関わる調査研究」、「環境変化への対応」の大きく3項目である。その中で流域全体が取り組むべき課題や自治体を超えて解決することが効率的、有効な課題等を研究対象に、原因の究明や対策につながる調査、行政が適切な施策を講ずる上で有用となる調査研究を実施している。今期は自主事業や共同研究を中心に取り組み、特に令和5～7年度は、これまで研究所が取り組んできた木津川上流域のうち未調査流域における降雨時の汚濁負荷調査結果等を用いて、令和7年度は平水時および降雨時の河川水質が有する汚濁負荷特性の比較や年間の総負荷量の検討を行った。また、理事会、評議員会の意見も踏まえて、琵琶湖等の異臭味に対する調査研究を開始し、原因の究明を進めており、今後も継続していく。

併せて、流域の水質・水環境情報や成果を当機構のWEB上に公開するとともに、調査研究成果等を関係府県、機関の施策に活用していただくため、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会や学会の機会を利用し、研究成果の幅広い情報発信と知見の提供に努めている。

また、流域の研究機関と機構研究所が琵琶湖・淀川流域に共通する水質課題をテーマに議論する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」の場を設けて議論を開始した。

(2) 広報・啓発事業

「BYQ水環境レポート」は、平成6年から流域の水質・水環境情報を収集し毎年度更新と編集・発行し、冊子の配布とWEB上での公開を行っている。

「BYスタンプラリー」は、NPOや市民団体等の流域の「水環境保全活動団体編」と「水環境関連施設編」の2つの仕組みで、市民の流域水環境への関心を高める取組を

推進している。一つ目の仕組みでは、令和5年度から活動を紹介する等の目的のかわら版の発行を年2回に減らしたが、かわら版に注目してみると団体の利用度の回復が低迷しているように見られることから、一部の団体関係者に聞き取り等も行った。また、従来46団体であった参加団体は39まで減少している。現時点の対応策としては、令和7年度は、かわら版の発行回数を利便性向上のため年2回から3回とする等の対応策を実施した。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」を配布・WEB上で公開し、流域河川の水質・水環境情報の収集と提供を行っている。

また、各種イベントに機会に応じて、出展し、機構冊子の配布やパネルなどにより機構の取り組みを知っていただくように努めた。

「WAQU2（わくわく）調査隊」は、令和5年度から休止しており、内閣府に対して一定期間のちに廃止または再開の届け出が求められるため、再開の可否を検討しているところである。

「機構ホームページ」は、令和7年度から令和8年度頃を目標に、アクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを行う。

(3) 活動支援事業

「水質保全研究助成」は、地球温暖化や微量有害物質などの調査研究テーマのなかで、機構が行う調査研究を補完し琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的に、大学や研究機関等の実施する研究に対して助成するとともに、成果報告会を通して助成研究成果の情報提供・普及を行っている。

「こども水質保全活動助成」は、流域の水質保全活動の担い手の育成に貢献する等の目的で、平成26年度から小学生から高校生までの子供たちが行う水質保全活動に助成を行い、例年8月頃に前年度に助成した活動の成果報告会を開催することにより、活動成果の共有や関係者間の交流を促進している。

3. 今後の事業及び運営のあり方

内閣府認定の公益目的事業である「淀川水系の河川・湖沼水の水質保全のための調査研究、啓発及び活動支援」の実施を基本とし、事業及び運営の継続に努めて行くものとするが、今後の機構の中・長期的な事業及び運営のあり方、さらに機構の方向性についての基本的な方針の検討は、機構の運営に深く関係する市場金利の動向等外的環境の変化を見極めながら、従来どおり3年毎に行う。

【事業のあり方】

今後3年間（令和8～10年度）の事業計画（案）を別紙1とし、個々の事業の詳細ならびに新たな事業についても年度毎の事業計画の中で検討する。

特に広報啓発事業では、長年行ってきたWAQU2事業を令和5年度から休止し、また、

同様に「B Yスタンプラリー」事業も過渡期にあることから、公益財団法人である機構として「琵琶湖・淀川流域の水質保全に資する」新たな事業等の創設などの必要性は高い。機構の取り組む事業は、調査研究、広報啓発、活動支援のいずれかに特化する考え方もあるかもしれないが、それぞれの分野で実施可能な事業に取り組んで行くのが望ましいと考えられる。その中で新たな事業等の候補として、以下のように調査研究事業では新たな研究テーマとして、「河川環境の変遷」の更新、広報啓発事業では定期的な「水質保全に関するシンポジウム開催」、活動支援事業では「(仮称) 大人水質保全活動助成」が想定され、又はその他の新たな事業について、次期執行体制の中で、事業の比較検討や収支状況の見通し等を踏まえて、実現可能な事業から早い時期に実施できるよう段階を上げていくことが必要である。なお、事業の新規実施や廃止等に際しては、適切な時期に公益認定変更等を行うものとする。

(1) 調査研究事業

琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが、効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。

生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態やその負荷量の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生など、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。

これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査検討を進めて行く。

また、新たな研究テーマの一つとして、平成 26 年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20 年前、10 年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。新たな研究テーマとして、策定時から 10 年以上が経過しているため、可能であれば各年度に公益充実資金として積み立てなども行いながら、その後の状況変化について新たな知見も加え適切な時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが考えられる。

調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。

(2) 広報啓発事業

① 「BYQ水環境レポート」

流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体等情報の公開時期により、発行時期について検討していく。

② 「BYスタンプラリー」

幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、機構と活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。

一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、NPO団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプを機構に送っていただき景品を贈る。

二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様に実施している。

一つ目の仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後、令和8～9年度頃までの2～3年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みによる事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

③ 「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」

平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら対応を検討していく。

④ 水質保全に関するシンポジウムの開催等

イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。

また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」妥当なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃を目標に必要性等を検討しながら、その後3～4年に1回程度の開催を行うことが考えられる。

ただし、今後この水質保全シンポジウム事業の代わりに、新たな事業を行うことも考えられる。

⑤ 「WAQU2調査隊」

令和5年度から休止しているが、廃止に向けて適切な時期に公益認定変更等を行っていくものとする。

⑥ ホームページのリニューアル

令和8年度を目途にアクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを進める。

(3)活動支援事業

① 「水質保全研究助成」

大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。

また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を公益充実資金として積み立てを行う。

② 「こども水質保全活動助成」

学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。

なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。

③ 「(仮称)大人水質保全活動助成」

大学生以上の大人が活動する場合を対象に、流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査活動、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の必要性も踏まえて検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。ただし、「(仮称)大人水質保全活動助成」と異なる新たな事業を行うことも考えられる。

また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。

<事業別における優先順位の考え方(案)>

当機構の意義、流域の現状や課題、当機構に期待されること、現時点での令和7～17年度の収支想定案等の状況を総合的に勘案し、当面、今後も継続すべき優先順位の高い事業は以下の3つの事業とする。

- (1) 調査研究事業：全般
- (2) 広報・啓発事業：BYQ水環境レポート
- (3) 活動支援事業：水質保全研究助成事業、こども水質保全活動助成事業

なお、予算については以下の考え方とするが、年度毎の収支状況等を踏まえて見直しは可能とする。

(1) 調査研究事業

- ・年度毎の事業計画を勘案し、調査研究に遅れが生じないようにするため、令和7年度執行額程度を基本に必要な額を確保していく。
- ・現時点で河川環境変遷の更新費用の確保は難しいが、今後の公益充実資金の積み立て状況等により、実施時期を検討する可能性は考えられる。

(2) 広報・啓発事業

- ・BYQ水環境レポート、BYスタンプラリーは、年度毎の必要額を確保。
- ・機構ホームページ更新費用は、令和7年度未執行額を先送りして対応。
- ・水質保全に関するシンポジウム開催は3～4年に1回、90万円程度（必要に応じて印刷製本費を確保）。

(3) 活動支援事業

- ・水質保全研究助成は、令和7年度総額360万円⇒総額320万円（又は毎年度予算等により所要額）を確保し、必要に応じて公益充実資金として確保。
- ・こども水質保全活動助成は、令和7年度総額70万円（7件）⇒総額70万円（7件）（又は毎年度予算等により所要額）を確保。
- ・（仮称）大人水質保全活動助成（新規）は、令和9年度以降の事業化を検討し、令和13年度までの5年間の予定で各年度30～40万円（3～4件）程度を確保。

【組織体制】

令和7年度の組織体制は別紙3の組織図のとおりで、事務局4名、琵琶湖・淀川水質浄化研究所4名であるが、非常勤である研究所長と副所長及び兼務者を除けば、常勤職員は5名の必要最小限の体制となっている。

当機構の収支の現状を鑑みれば、体制の大幅な増強は難しい。しかし、今回の計画期間での実現は難しいが、近い将来に研究所等の体制の強化を目標に、現在の常勤職員（研究員）1名に対して、2名体制の確保が望ましい。

例えば、任期付き職員の場合でも2名にすることで、研究所業務の執行と事務局業務の一部に対応するなどにより組織としての業務執行の能力の向上が図れる。

そのため、人件費の抑制や働き方の方向として常務理事勤務日数を週4日の体制を継続し、職員確保目的の公益充実資金の積み立て、また外部資金として助成金を獲得した場合など、必要性を検討しながら調査研究事業等を行う職員（任期付き等）を別途採用することなどが望ましい。

なお、今回の事業計画では、現常勤職員5名＋非常勤2名を基本とした、現体制で執行可能な事業を実施していく。

◆常勤職員一覧表

(人)

年度		実績			計画（あり方）	
		R5	R6	R7	R8～R10	
常勤職員数		5	5	5	5(※2)	
内 訳	事 務 局	事務局長	1	1	1	1
		府県派遣	1	1	1	1
		契約社員	2(※1)	2(※1)	2(※1)	2(※1)
	琵琶湖・淀川水質浄化研究所	1	1	1	1(※2)	

(※1：うち1名当たり勤務時間を2時間短縮)

(※2：次々計画期間以降に+1（任期付きも含む）とする。)

<組織体制等における優先的対応（案）>

- ・「常務理事の勤務日数（週4日勤務）」の継続
- ・将来的な研究員雇用（任期付含む）の検討（中期的収支均衡を考慮した公益充実資金の活用）

【運営のあり方】

今後の事業計画・運営計画については、公益認定基準（「改正公益法人法」では使途不特定財産、中期的収支均衡、外部理事の配置）を充たしつつ、適正な経営に努める。向こう10年間の財務状況の試算（想定案）について、**別紙2**に令和6年度決算を踏まえた今後10年間の財務状況の試算に示し、事業計画・運営計画は3年を目途に見直すものとする。

(1)収入

基本財産運用益、寄付金、賛助会員会費を収入の基本とする。

また、現在の公益認定状況では、収益事業や受託事業が可能ではないため実施は困難であるが、調査研究における他機関の助成制度等の活用は考えられる。

① 基本財産運用収入の増加策

基本財産収入の増加や安定化は、機構の事業活動等の可能性を広げることにともつながるものである。引き続き現保有債券の運用を着実にを行い、金利状況の変化を見ながら、債券の額面を変えない範囲で、債券のロールダウン効果による適時の買い替えや、保有債券のポートフォリオ（バランス）を勘案しながら、機会に応じて一部の債券についてはより長期（30～50年）で利率の良い債券との買い替えなどの対応を検討・実施していくことが考えられる。

また、令和10年度以降の円貨建て仕組債の早期償還の可能性に備えて、準備検討を行う。

◆保有基本財産債券の簡易分類（令和7年5月現在）

債券の年限	種類	額面（円）	利率（％）
20年債（3種類）	公共債	3億4400万円	1.800, 1.840, 1.890
30年債（4種類）	公共債・国債	10億6000万円	0.651, 1.400、 1.527, 2.300
30年債（2種類）	仕組債（早期償還条項付）	10億円	2.500, 2.600
40年債（2種類）	国債	6億円	1.000, 1.300

② 外部資金の獲得

調査研究事業に必要な資金の補助として、例えば河川基金（河川財団）の研究助成を始め、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。これらの助成を受けるためには、明確な研究テーマと目的・手法等が十分検討されなければならない。

また、特定の取り組み（プロジェクト）を実施する場合は、クラウドファンディング（CF）の活用を検討する。

③ その他

継続的に寄付をいただいている企業や賛助会員への感謝を忘れず、機構の継続的な活動に対する理解をいただけるよう活動を継続していく。

(2) 支出

- ① 今後3年間(令和8～10年度)の経常費用は別紙2の金額を目安とするが、外部資金として助成金(研究助成)やCFによる寄付を獲得した場合は、調査研究費事業費等を増額することがある。

また、寄付金収入のあった場合は、その時点以降に活動支援事業や調査研究事業、広報啓発事業の公益目的事業費を増額することがある。

- ② 各年度の収入ー支出の残額については公益事業に支出するほか、将来の水質保全研究助成事業、研究員雇用準備費用などに対し公益充実資金の活用も検討し、将来の支出の備えていくものとする。

(3) 基本財産等資産

- ① 資産の運用は、「資金管理・運用規定」に基づき適正に運用・管理する。
- ② 基本財産30億円は確保するものとする。
- ③ 特定資産7000万円については、当面取り崩しの必要性は低いため現金預金1000万円と群馬県債額面6000万円(利率1.687%満期令和14年6月)で運用を図っているが、収支の状況・見通しならびに金利状況等により運用を検討することも考えられる。
- ④ 令和5年度、令和6年度分も含めて基本財産等の運用により収入が増加し、公益認定基準(改正公益法人法第14条の公益目的事業の収入及び費用、第16条の使途不特定財産額の保有の制限)に抵触することが見込まれる場合等、将来の財政基盤の確保のため公益充実資金の積み立てを行う。

(4) 会計基準の適用

今回の改正公益法人法の施行に伴い、新たな会計基準が適用されることになったが、新基準の適用については、猶予期間を含めて令和10年度からの適用とされているため、令和9年度決算から適用することを準備・検討していく。

事業計画（案）

	事業項目等 注1)	工程イメージ 注2、注3)					
		R8	R9	R10	R11	R12以降	
調査研究	<p>○琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。</p> <p>○生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究では、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生など、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。</p> <p>これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査研究を実施していく。</p> <p>○また、新たな研究テーマとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。策定時から10年以上が経過しており、その後の状況変化について新たな知見も加え、またコストも含めた検討を行い、適切な時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが考えられる。</p> <p>○調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本かつ最重要の活動であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。</p>	【生活環境保全に係る調査研究】 ・流域の異臭味の対策等に関する調査研究 ・物質動態の検討					
		【健康リスク問題】 ・有害物質にかかる情報整理					
		【環境変化に関わる調査研究】 ・「河川環境変遷」（平成26年度）の更新検討					
		琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会					
		学会等での成果発表					
		イベント出展					
広報啓発	<p>①「BYQ 水環境レポート」：流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体情報の公開時期により、発行時期について検討していく。</p> <p>②「BYスタンプラリー」：幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、機構と活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。</p> <p>一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃から開始し、NPO団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押しいただき一定数のスタンプを機構に送っていただき景品を贈る。二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押しいただき、その後は同様で実施している。</p> <p>一つ目の仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後令和8～9年度までの2～3年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。</p> <p>二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。</p> <p>③「水情報冊子」：平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら対応を検討していく。</p> <p>④水質保全に関するシンポジウムの開催等：イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。</p> <p>また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」適切なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃を目標に必要性等検討しながら、その後3～4年に1回程度の開催を行うこと考えられる。ただし、今後このシンポジウム事業の替わりに、新たな事業を行うことも考えられる。</p> <p>⑤WAQU2調査隊は令和5年度から休止しているが、令和5年度から休止しているが、廃止に向けて適切な時期に公益認定変更等を行っていくものとする。</p> <p>⑥ホームページのリニューアル：令和8年度を目途にアクセシビリティやセキュリティの向上を目指して進める。</p>	BYQ水環境レポート発行					
		BYスタンプラリーによる啓発					
		水情報冊子（散策ブック）配布					
		※水質保全に関するシンポジウム開催					
		※WAQU2調査隊（廃止時期検討等）					
		ホームページリニューアル					
		活動支援	<p>①「水質保全研究助成」：大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。</p> <p>また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一半を毎年度の公益充実資金も活用も検討する。</p> <p>②「子ども水質保全活動助成」：学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。</p> <p>③「（仮称）大人水質保全活動助成」：大学生以上の大人が活動する対象に流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の必要性も踏まえて検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。</p> <p>また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。</p>	【水質保全研究助成募集分野】 毎年度、当機構の調査研究課題に基づき、研究所の調査研究内容や喫緊の研究課題を勘案のうえ、学術委員会の議を経て決定。			
【子ども水質保全活動助成募集分野】 ・琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動 ・上流・下流のつながりなど広域的な視点 ・今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫							
【（仮称）大人水質保全活動助成】 大学生以上の大人の河川・湖沼での水質保全活動に助成							
「水質保全研究助成」、「子供水質保全活動助成」成果報告会							

注1) 内閣府認定の事業項目 ※はどちらかを選択する。

注2) 表中の点線矢印(-----▶) は、事業規模・内容の縮小含む見直し等、表中の点線矢印(----▶) は、構想・準備期間

財務状況に係る試算（想定案）

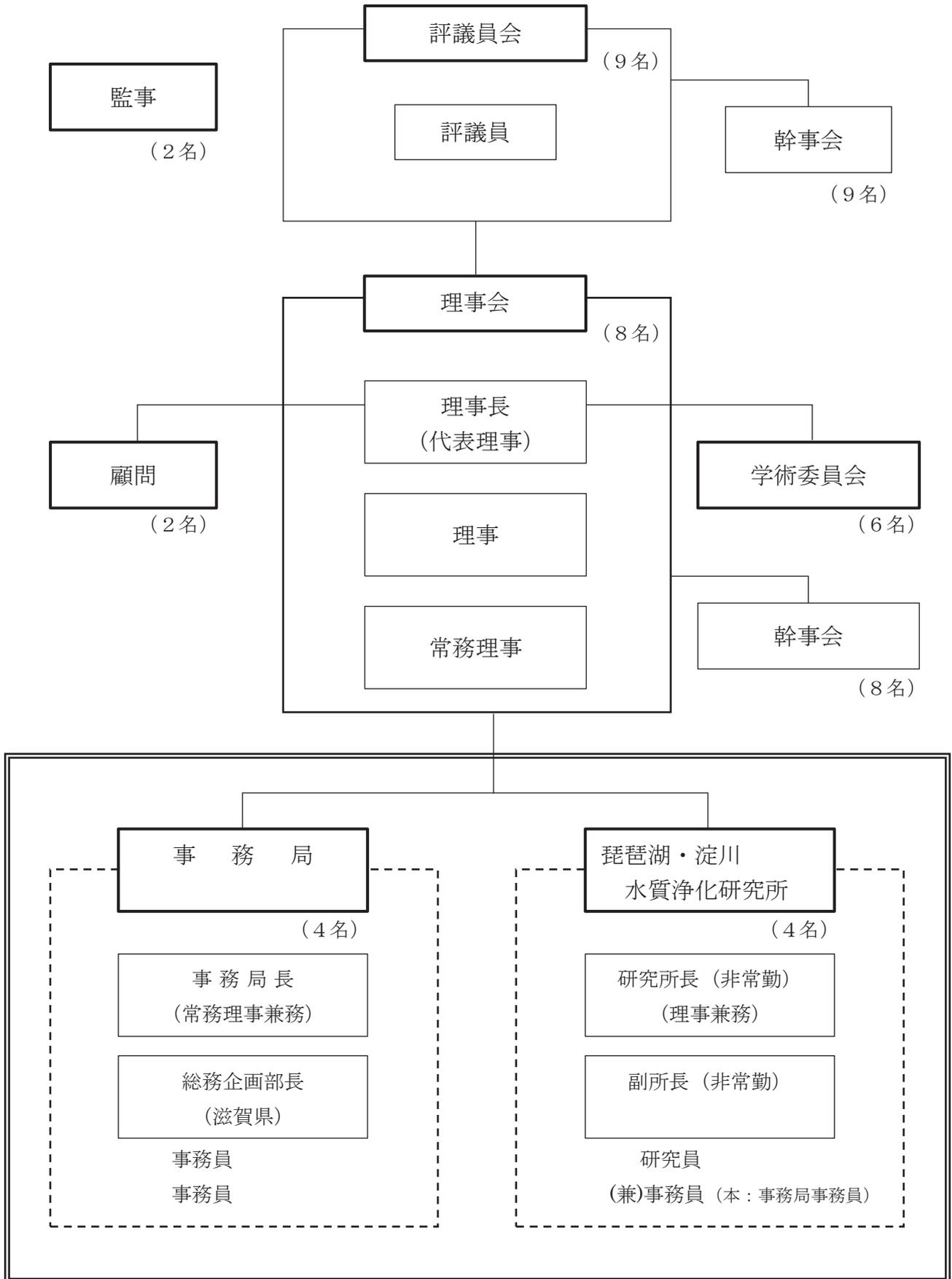
科 目			R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 補正予算	R8 予算	R9 試算	R10 試算	R11 試算	R12 試算	R13 試算	R14 試算	R15 試算	R16 試算	R17 試算		
資産の部	流動資産	現金・預金等	1,836	2,751	3,678	4,238	4,254	4,271	4,626	4,783	4,625	4,776	4,832	4,638	4,472	4,456		
		未収金	110,938	1,546	39,972	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	
		前払費用	58	58	63	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
	流動資産合計		112,832	4,356	43,713	4,909	4,925	4,942	5,297	5,454	5,296	5,447	5,503	5,309	5,143	5,127		
	固定資産	基本財産合計 (R6まで決算額、R7以降準備)		284,356	265,059	239,681	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948
		特定資産	公益充実資金等 // (R7以降分)	0	0	0	760	480	480	360	240	120	0	0	0	0	0	0
			事業積立資産	7,400	7,000	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136
			特定資産普通預金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			特定資産合計	7,400	7,000	7,136	7,896	7,616	7,616	7,496	7,676	7,676	8,056	7,936	7,936	7,836	7,736	7,636
		その他 固定資産	建物附属設備	17	546	505	464	428	392	356	320	284	248	212	176	140	104	104
			什器備品	77	89	49	11	91	87	44	10	83	82	40	10	83	82	
			サーバ等	89	54	32	19	0	160	96	58	35	21	1	160	96	58	
			電話加入権	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			ソフトウェア	42	31	20	8	330	282	206	130	55	3	26	41	29	17	
			敷金	238	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287
小計			466	1,009	894	792	1,138	1,210	991	807	745	642	568	676	638	550		
長期前払費用	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他固定資産合計		466	608	894	792	1,138	1,210	991	807	745	642	568	676	638	550			
固定資産合計		292,222	272,667	247,711	286,636	286,702	286,774	286,436	286,432	286,750	286,527	286,452	286,461	286,322	286,134			
A	控除対象財産																	
B	資産	資産合計	405,054	277,023	291,425	291,545	291,628	291,716	291,733	291,885	292,046	291,974	291,955	291,770	291,465	291,261		
負債の部	流動負債	未払金	110,341	122	43,674	80	80	120	80	80	80	120	80	80	80	80		
		預り金	27	29	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
	流動負債合計		110,368	150	43,706	110	110	150	110	110	110	150	110	110	110	110		
	固定負債（退職給付引当金）		15	32	50	50	69	94	115	137	159	194	313	364	416	476		
C	負債	負債合計	110,384	182	43,756	160	179	244	225	247	269	344	423	474	526	586		

科 目			R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 補正予算	R8 予算	R9 試算	R10 試算	R11 試算	R12 試算	R13 試算	R14 試算	R15 試算	R16 試算	R17 試算	
D	経常収益	小計	3,692	5,092	4,978	4,972	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	4,894	4,925	4,679	4,711	4,711	
		基本財産運用益	3,459	4,467	4,589	4,847	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,770	4,856	4,624	4,656	4,656	
		事業積立資産運用益	1	1	10	104	104	104	104	104	104	104	49	35	35	35	
		寄付金	211	604	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		賛助会費	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		雑入	0	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		移転補償費	0	896	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		有価証券売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計		3,692	5,987	4,978	4,972	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	4,894	4,925	4,679	4,711	4,711
		E	経常費用	小計	2,702	3,037	3,157	3,317	3,694	3,763	3,789	3,689	3,690	3,807	3,875	3,736	3,860
調査研究事業費	1,335			1,570	1,686	1,725	2,067	2,050	2,178	2,087	2,094	2,210	2,211	2,169	2,284	2,218	
広報啓発事業費	888			947	862	919	946	1,022	1,026	1,018	1,012	1,013	1,001	1,006	1,012	1,014	
活動支援事業費	479			520	609	673	681	692	585	585	585	584	663	561	564	563	
F	計	3,737	4,144	4,133	4,442	4,954	4,954	5,022	4,887	4,879	5,002	5,063	4,916	5,068	4,975		
G	経常収支		▲ 46	1,843	846	530	63	63	▲ 5	130	138	▲ 108	▲ 138	▲ 237	▲ 357	▲ 264	
	公益充実資金取崩額 (R6まで収支相償抵触分：HP更新の公益分)		0	0	0	▲ 280	280	0	120	120	120	120	0	0	0	0	
	公益充実資金取崩額 (R6まで収支相償抵触分：助成金積立)		0	0	0	▲ 480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公益充実資金取崩額 (R7以降分) (助成積立+雇用積立)		0	0	0	0	0	0	▲ 300	▲ 500	0	0	0	100	100	100	
	事業積立資産 (特定資産) 取崩		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

収支相償 (～R6)	前年度繰越額	中期の収支均衝 (R7～)	公益事業収支		169	51	354	200	▲ 145	▲ 214	▲ 240	▲ 140	▲ 141	▲ 344	▲ 406	▲ 444	▲ 546	▲ 482		
			年度収入	2,654	3,752	3,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			年度費用	2,702	3,037	3,157	▲ 760	280	0	120	▲ 180	▲ 380	120	0	100	100	100	100	100	
			資産取得額	70	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			当該年度収支判定額	51	354	800	200	135	▲ 214	▲ 120	▲ 320	▲ 521	▲ 224	▲ 406	▲ 344	▲ 446	▲ 382			

2,505
0
0
▲ 500

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和7年度 組織図



〔資料 3〕

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 旅費支給規程の変更に対する承認の件

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構旅費支給規程を次のとおり全部改正する。

1. 変更理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年5月15日改正法公布、令和7年4月1日施行）の内容を踏まえた内容に改めるとともに、大阪府「職員の旅費に関する条例」を参考に規程条文の体系及び文言等を整理する。

2. 変更内容

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 旅費支給規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下「機構」という。）の役員、職員及び機構より依頼を受けた者が機構の業務のため出張する場合の旅費の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（出張命令）

第2条 旅費は、出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）による出張について、支給する。

2 出張命令者及び出張命令等を受ける者の範囲は、別表1に定めるところによる。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (2) 船賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (3) 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (4) 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）出張について、実費額により支給する。
- (5) 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用を定額又は実費額により支給する。
- (6) 宿泊手当は、宿泊を伴う外国への出張に必要な諸雑費に充てるための費用として、一夜当たりの定額により支給する。

(7) 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法により出張しがたい場合には、その現にとつた経路及び方法によつて計算することができる。

(随行者に支給する旅費の特例)

第5条 職員が役員に随行することを命ぜられて出張する場合においては、当該職員に支給する旅費（日当を除く。）の額は、宿泊費にあつては事務局長と、鉄道賃、船賃及び航空賃にあつては役員と同一とすることができる。

第2章 国内出張の旅費

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 乗車に要する旅客運賃

(2) 急行料金を徴する客車を運航する路線による出張の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運航する路線による出張の場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線による出張で公務のために特に必要と認められる場合に支給する。

(船賃)

第7条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 運賃の等級を区分する船舶による出張の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及びこれに付随する費用による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、別表2に定める1キロメートル当たりの定額による額とする。ただし、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。なお、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第10条 宿泊費の額は、「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)」別表2の1の表の区分に応じた同表の職務の級が10級以下の者の欄に規定する宿泊費基準額の額とする。ただし、現に支払った費用が宿泊費基準額を超える場合であつて、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限り当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 国又は地方公共団体の職員(これに準じるものも含む。)と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊する業務上の必要があると認められる場合

(2) 会議(これに準ずるものも含む。)において、その会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難である場合

(3) 業務の円滑な運営上支障ない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合

2 出張中宿泊費は、水路出張及び航空出張については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第3章 外国出張の旅費

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 乗車に要する旅客運賃

(2) 役員又は職員であつて、機構職員給与規程第6条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)が9級(自治体等で相当する級にある者を含む。)以上の者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃

(3) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する旅客運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 役員又は職員であつて、職務の級が9級(自治体等で相当する級にある者を含む。)以上の者が業

務上の必要によりあらかじめ出張命令者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

- (3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第 13 条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及びこれに付随する費用による。

- (1) 旅客運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による出張の場合には、次に規定する旅客運賃
イ 役員又は職員であつて、職務の級が 9 級（自治体等で相当する級にある者を含む。）以上の者については最下級の直近上位の旅客運賃
ロ イに規定する以外の役員又は職員については最下位の旅客運賃
(2) 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃
(3) 役員又は職員であつて、職務の級が 9 級（自治体等で相当する級にある者を含む。）以上の者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前 2 号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃

2 車賃の額は、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費の額は、省令別表 2 の 2 の表の区分に応じた同表の職務の級が 10 級以下の者の欄に規定する宿泊費基準額とする。ただし、現に支払った費用が宿泊費基準額を超える場合であつて、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限り当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの各号のいずれかに該当する場合
(2) 為替相場の変動その他出張命令等を発した時には通常予見することができない事情があつた場合

2 第 10 条第 2 項の規定は、外国旅行の宿泊費について準用する。

(宿泊手当)

第 15 条 宿泊手当の額は、国家公務員の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）の例による額とする。

(渡航雑費)

第 16 条 渡航雑費の額は、出張者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の額による。

(本邦通過の場合の旅費)

第 17 条 外国出張中本邦を通過する場合には、その本邦内の出張について支給する旅費は、前章に定めるところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合には、おける船賃又は航空賃については、本章の定めるところによる。

(旅費の調整)

第 18 条 出張者が、機構以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、旅費に関して必要な事項は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定に準じて理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

出張命令者	出張命令を受ける者の範囲
理 事 長	理事 ・ 監事
常 務 理 事	事務局長 ・ 研究所長 ・ 研究所副所長 ・ <u>研究所員</u>
事 務 局 長	部長 ・ 所属職員

別表 2 (第 9 条関係)

<u>1 キロメートル当たりの定額</u>	<u>20 円</u>
-----------------------	-------------

[資料4]

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 会計規程の変更に対する承認の件

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構会計規程の一部を次のとおり変更する。

1 変更理由

第35条については、令和6年5月22日に公布された改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が令和7年4月1日から施行されるため、改正後の法律に適用した内容に変更する。

2 変更内容

変更後	変更前
<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第35条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、公益目的保有財産、公益目的事業に必要な業務又は活動の用に供する資産及びその他の固定資産に区別するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定資産</p> <p>イ <u>公益充実資金</u>（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）」（以下、「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金をいう。）</p> <p>ロ <u>特定費用準備資金</u>（認定法施行規則第31条に規定する特定費用準備資金をいう。）</p> <p>ハ <u>事業積立資産</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和7年度第3回評議員会において、令和8～10年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。</p>	<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第35条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、公益目的保有財産、公益目的事業に必要な業務又は活動の用に供する資産及びその他の固定資産に区別するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定資産</p> <p>【新設】</p> <p>イ <u>事業積立資産</u></p> <p>ロ <u>特別調査研究事業積立資産</u>（特定費用準備資金）</p> <p>(3) (略)</p> <p>【新設】</p>

〔資料 5〕

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 資金管理・運用規程の変更に対する承認の件

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構資金管理・運用規程の一部を次のとおり変更する。

1 変更理由

令和6年5月22日に公布された改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が令和7年4月1日から施行されたため、機構の資金管理について改正後の法律に適用した内容に変更するとともに、字句の整理を行う。

2 変更内容

変更後	変更前
<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第1項第1号から第4号までに規定する運用対象</u></p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(公益充実資金)</u></p> <p>第6条 <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>公益充実資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立限度額の変更についても同様とする。</u></p> <p>(特定費用準備資金)</p> <p>第7条 認定法施行規則第31条に規定する特定</p>	<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号から第4号までに規定する運用対象</u></p> <p>(以下、略)</p> <p>【新設】</p> <p>(特定費用準備資金)</p> <p>第6条 <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定</u></p>

費用準備資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠等について、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立限度額の変更についても同様とする。

(事業積立資産)

第8条 公益認定を受けた日以降に財政基盤確保のために積み立てる資金（認定法施行規則第31条に規定する要件を満たすものに限る）で、機構会計規程第35条第2号の特定資産ハに定める事業積立資産を保有しようとするときは、資金の支出の目的、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 事業積立資産（公益法人認定時に認定法施行規則附則第2項第3号の規定に基づく資金で事業積立資産とした資金を含む）は、他の資金と明確に区分して管理し、公益目的事業の支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。
- 3 前項の定めは、特定資産として積立てて管理する普通預金についても適用する。

(以下、各条繰り下げ)

附 則

この規程は、令和4年度第3回評議員会において、令和5～7年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度第3回評議員会において、令和8～10年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。

等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第18条に規定する特定費用準備資金を保有しようとするときは、当該資金の支出の目的となる特定の活動の計画内容、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。

(事業積立資産)

第7条 公益認定を受けた日以降に財政基盤確保のために積み立てる資金（認定法施行規則第18条に規定する要件を満たすものに限る）で、当機構会計規程第35条第2号の特定資産イに定める事業積立資産を保有しようとするときは、資金の支出の目的、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 事業積立資産（公益法人認定時に認定法施行規則附則2項第3号の規定に基づく資金で事業積立資産とした資金を含む）は、他の資金と明確に区分して管理し、公益目的事業の支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。
- 3 第2項の定めは、特定資産として積立てて管理する普通預金についても適用する。

(以下、略)

附 則

この規程は、令和4年度第3回評議員会において、令和5～7年度の事業計画・運営計画の承認の議決を得た日から施行する。

〔資料 6〕

公益充実資金の積立に関する承認の件

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構資金管理・運用規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、公益活動の充実を図るための公益充実資金について次のとおり積み立てを行う。

記

1 公益充実資金の対象とする特定の事業の名称

- (1) 琵琶湖・淀川水質保全研究・活動助成事業
- (2) ホームページリニューアル事業

2 活動の内容

- (1) 琵琶湖・淀川流域を対象とした大学や公設試験研究機関等が実施する水質保全に関する調査研究に対する助成事業および N P O 法人等の市民団体や学校が主体となって行う水質保全に関する活動に対するこども水質保全活動などへの助成事業
- (2) 機構ホームページのリニューアル

3 実施の時期

- (1) 令和 1 0 年度から令和 1 3 年度（4 年間）
- (2) 令和 8 年度

4 積立限度額及び所要額の算定

- (1) 積立限度額：4 8 0 万円

所要額の算定：

・事業見積額：390 万円／年

研究助成：80 万円／件×4 件＝320 万円／年

活動助成：10 万円／件×7 件＝70 万円／年

※ 事業費のうち概ね 30%にあたる 120 万円を公益充実資金から拠出

- (2) 積立限度額：2 8 0 万円

所要額の算定：事業費 400 万円

※ 事業費 400 万円のうち公益事業分の 70%に当たる 280 万円を公益充実資金から拠出

[資料 7]

令和 8 年度 事業計画書の承認の件

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

令和 8 年度は、公益財団法人として引き続き法令、定款等の順守、透明性の確保（情報開示）を念頭に、自己責任に基づく健全で安定的な経営の維持を目指すことにより、広く公益の実現に貢献し、社会からの期待に相応しい事業運営を、令和 8～10 年度の事業計画・運営計画に基づいて行う。

事業活動については、引き続き「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を掲げ、琵琶湖・淀川流域の水質・水環境保全分野における諸課題の解決に向けた調査研究、広報啓発、活動支援事業を実施していく。

1. 水質保全調査研究事業（自主） 予算額：20,698 千円（R7 年度：22,623 千円）

◆ 生活環境保全対策・環境変化への対応・健康リスク問題に関わる調査研究

水質浄化研究所は、流域研究機関であり、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に進めることとしている。

琵琶湖・淀川流域における公共用水域への流入汚濁負荷の削減等の生活環境の保全や健康リスク関連物質等の問題、気候変動による水環境への影響問題等に対して、調査研究を進め、今後の統合的な水系全体の水環境保全や流域管理の改善を目指している。

令和 8 年度は、琵琶湖・淀川流域における異臭味問題の対策等に関する調査検討、PFAS 等の微量有害化学物質も含めた流域内の物質動態に関わる情報収集・整理・解析などに取り組んで行く。

これらの研究は、流域が一体となって取り組むことが効果的かつ効率的であり、関係研究機関や大学との研究等、更には関連する自治体からの協力も得ながら、各々の課題に見合ったアプローチにより連携を図りつつ、調査研究を推進していく。その取り組みの一環として、令和 6 年度に流域内の研究機関と共に開始した「琵琶湖・淀川流域における水質保全に関する検討会」において、引き続き流域に共通する水質保全上の問題の検討を進めていく。

◆ 研究成果の提供・共有及び情報収集

水質浄化研究所における調査研究の成果の提供と共有を図るとともに、関係研究機関や大学、関連する自治体等の協力を得ながら、情報の収集に努める。

2. 水質保全啓発事業 予算額：9,426 千円 (R7 年度：11,045 千円)

琵琶湖・淀川流域の水質保全を流域住民や行政と共に一体となって推進するための広報・啓発事業として、「流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信」、「流域住民の水質保全活動の普及啓発・連携支援」を行う。主な実施項目は下記のとおりである。

◆ 流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信

流域住民、市民団体、行政、研究・教育機関など幅広い層による流域水質保全、水環境保全の取組みに資することを目的に、流域水環境情報の共有化や利活用を推進する学術的情報ツールとして、あるいは、琵琶湖・淀川を身近に感じ、地域の水環境を流域全体として理解してもらうために川に関わる情報をわかりやすく紹介した冊子の配布等、水質保全、水環境保全のための情報収集・発信に取り組む。

また、情報発信の基本的なツールである機構のホームページについて、掲載内容へのアクセシビリティ等の向上や、公益法人関連法の情報公開の趣旨に沿うよう、デザインや操作性も含めた刷新を進めていく。

「BYQ 水環境レポート」

琵琶湖・淀川流域における水質保全関係者（行政機関、研究機関、教育機関、企業、流域住民等）の事業・活動の一助になるよう、流域の水質の状況や変遷など、水質に関連したデータや情報を内容の工夫に務めながら一元的に取りまとめる「BYQ 水環境レポート」を年1回発刊し、水質保全関係者等に配布するとともに、機構の Web 上でも公開する。

「水情報冊子－散策ブック」

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を幅広く紹介、広報していくため、機会を通じて冊子の配布に努め、流域住民の水環境への関心を高める一助とする。また、配布の効果等について検証していく。

◆ 流域住民の水質保全活動の啓発・連携支援

流域一体となった水質保全活動を推進するため、流域住民自ら身近な水辺に親しむとともに、水環境への関心を高め望ましいあり方を考えてもらえるよう、水環境改善に関わる人たちの情報交換や連携の推進に取り組んでいく。

また、「水質保全に関するシンポジウム」の開催などの実施に向けた検討を行う。なお、WAQU2 調査隊については、令和5年度から休止している。

「BYスタンプラリーによる啓発」

市民団体が主催する水質保全活動への参加（水環境保全活動団体編）や水環境関連施設の見学（水環境関連施設編）を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に事業を行う。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を作成し（年3回）、市民団体や水環境関連施設等に配布するとともに、Web上に公開する。参加者には参加ルールに従って記念品を提供するなど流域住民の水環境保全活動への参加を促していく。また、水環境保全活動団体編では、令和7年度からかわら版発行回数を3回とした効果などについて検証し、当事業の見直しも含めた検討を行うとともに、水環境関連施設編では国と相談しながら対象施設の見直し等を進めていく。

3. 水質保全活動支援事業 予算額：6,810千円（R7年度：6,943千円）

◆ 水質保全研究助成

琵琶湖・淀川流域が抱える水質・水環境課題の究明、その解決策や管理手法の開発等、持続可能な流域水環境保全に資することを目的に、機構が設定する研究分野・テーマに沿った研究に対して助成を行う。（1件限度額90万円）

助成研究の成果報告会（令和9年3月予定）を開催する。

【募集研究分野】

(1) 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究

閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象。

例えば、プランクトン・底生藻類等の異常繁殖の発生や異臭味問題など近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベルの提案など行政施策等に資する調査研究を対象

(2) 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究

気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や行政施策等に資する調査研究を対象

(3) 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究

水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、分布状況、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や行政施策等に資する研究を対象

※上記の募集分野において、独自研究成果、調査研究成果等の体系化、課題と方向性、法律・制度構築等の社会科学研究も助成範囲に含めます。若手研究者の自由な発想に基づく研究を期待しています。機構の Web ページに掲載しているデータベースの利用も可。

◆ こども水質保全活動助成

琵琶湖・淀川流域で生活する小学生から高校生の子供達の水質保全活動に対して助成を行い、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めていく。

(1件10万円)

前年度助成事業の成果報告会(夏休み期間中に予定)を開催する。

【助成対象活動】

「水環境について知り、理解する活動」、「水質の保全・改善に関する活動」で、次の視点や内容を満たす活動

- (1) 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- (2) 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- (3) 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

以上のほか、流域の水環境保全に資する新たな水質保全活動事業((仮称)大人水質保全活動助成事業など)について、実施に向けた検討を進めて行く。

[資料8]

令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件

収 支 予 算 書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取引控除	R8年度 予 算	R7年度 補正後予算	増 減 R8-R7
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	34,252,000	14,676,000		48,928,000	48,468,000	460,000
基本財産受取利息	(34,252,000)	(14,676,000)		(48,928,000)	(48,468,000)	(460,000)
特定資産運用益	1,039,000	0		1,039,000	1,038,000	1,000
特定資産受取利息	(1,039,000)	(0)		(1,039,000)	(1,038,000)	(1,000)
受取会費	200,000	0		200,000	200,000	0
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(200,000)	(0)
寄付金収入	0	0		0	0	0
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0		0	18,000	△ 18,000
受取利息	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	(0)	(0)		(0)	(18,000)	(△ 18,000)
経常収益計	35,491,000	14,676,000		50,167,000	49,724,000	443,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,510,000			3,510,000	3,144,000	366,000
給料手当	11,745,000			11,745,000	11,769,000	△ 24,000
法定福利費	3,026,000			3,026,000	2,790,000	236,000
福利厚生費	30,000			30,000	30,000	0
会議費	48,000			48,000	25,000	23,000
旅費交通費	526,000			526,000	419,000	107,000
通信運搬費	487,000			487,000	437,000	50,000
消耗品費	354,000			354,000	378,000	△ 24,000
印刷製本費	602,000			602,000	452,000	150,000
光熱水料費	372,000			372,000	372,000	0
賃借料	3,688,000			3,688,000	3,668,000	20,000
諸謝金	1,147,000			1,147,000	903,000	244,000
租税公課	1,000			1,000	1,000	0
支払負担金	1,973,000			1,973,000	1,920,000	53,000
支払助成金	4,300,000			4,300,000	4,330,000	△ 30,000
委託費	4,285,000			4,285,000	1,535,000	2,750,000
新聞図書費	102,000			102,000	102,000	0
支払手数料	13,000			13,000	13,000	0
減価償却費	517,000			517,000	691,000	△ 174,000
退職給付費用	208,000			208,000	197,000	11,000
管理費						
役員報酬		2,340,000		2,340,000	2,096,000	244,000
給料手当		2,755,000		2,755,000	2,861,000	△ 106,000
法定福利費		1,444,000		1,444,000	1,400,000	44,000
福利厚生費		12,000		12,000	12,000	0
会議費		34,000		34,000	34,000	0
旅費交通費		103,000		103,000	100,000	3,000
通信運搬費		190,000		190,000	187,000	3,000
消耗品費		337,000		337,000	262,000	75,000
印刷製本費		0		0	60,000	△ 60,000
光熱水料費		159,000		159,000	159,000	0
賃借料		1,752,000		1,752,000	1,596,000	156,000
保険料		60,000		60,000	60,000	0
諸謝金		963,000		963,000	991,000	△ 28,000
租税公課		65,000		65,000	95,000	△ 30,000
支払負担金		80,000		80,000	43,000	37,000
委託費		1,820,000		1,820,000	624,000	1,196,000
新聞図書費		40,000		40,000	40,000	0
支払手数料		158,000		158,000	158,000	0
減価償却費		282,000		282,000	473,000	△ 191,000
経常費用計	36,934,000	12,594,000		49,528,000	44,427,000	5,101,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	R8年度 予 算	R7年度 補正後予算	増 減 R8-R7
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
基本財産評価損益等	60 0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
2. 経常外増減の部	65					
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
雑収益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用	70					
固定資産除却損	0	0		0	0	0
経常外費用計	0	0		0	0	0
当期経常外増減額	0	0		0	0	0
他会計振替額	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	75 △ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
一般正味財産期首残高				135,236,981	129,939,981	5,297,000
一般正味財産期末残高				135,875,981	135,236,981	639,000
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	34,653,860	14,848,226		49,446,646	48,986,646	460,000
一般正味財産への振替額	80 34,252,000	14,676,000		48,928,000	48,468,000	460,000
当期指定正味財産増減額	349,037	169,609		518,646	518,646	0
指定正味財産期首残高				2,347,275,686	2,346,757,040	518,646
指定正味財産期末残高				2,347,794,332	2,347,275,686	518,646
III 正味財産期末残高				2,483,670,313	2,482,512,667	1,157,646

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。
- (2) 設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

〔資料 9〕

令和 7 年度第 3 回評議員会の招集に関する件

定款第 17 条第 1 項及び理事会運営規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度第 3 回評議員会を下記のとおり招集する。

記

1 日時及び場所

日 時：令和 8 年 2 月 2 5 日（水） 午後 3 時から

場 所：公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構 事務所
（We b 会議システム「ZOOM」を使用）

2 議事に付すべき事項

第 1 号議案： 理事の選任に関する件

第 2 号議案： 令和 7 年度収支予算書（補正）の承認の件

第 3 号議案： 機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件
—次期（令和 8～10 年度）事業計画・運営計画—

第 4 号議案： 令和 8 年度事業計画書の承認の件

第 5 号議案： 令和 8 年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件

報告事項 1： 会計規程及び資金管理・運用規程の変更について

報告事項 2： 琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会について

理事長・常務理事の職務の執行の状況について

(令和7年6月9日～令和8年2月10日)

1 令和7年度第3回理事会の開催について

- (1) 日 時：令和7年6月9日 午前10時30分～午前11時50分
- (2) 場 所：機構事務所 (Web会議システム「Zoom」を使用)
- (3) 議 案：令和6年度事業報告及び決算書類の承認
常務理事（事務局長）にかかる公募実施の承認
令和7年度第2回評議員会の招集

2 令和7年度第2回評議員会の開催について

- (1) 日 時：令和7年6月25日 午後3時～午後4時30分
- (2) 場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター 4階大会議室1
大阪府中央区大手前1丁目3番49号
- (3) 議 案：評議員、理事、監事の選任に関する件
令和6年度事業報告及び決算書類の承認

3 令和7年度第4回理事会（決議の省略）について

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、令和7年6月25日に理事会の決議があったものとみなされた。

- (1) 理事長の選任に関する件

4 「第7回 琵琶湖・淀川・大阪湾流域圏シンポジウム in 大阪」への参画について

- (1) 日 時：令和7年6月29日 午後1時30分～午後4時40分
- (2) 場 所：大阪府立労働センター 6階第606会議室
- (3) 内 容：ポスターセッション、啓発物の配布

5 琵琶湖・淀川子ども水質保全活動助成について

令和7年度琵琶湖・淀川子ども水質保全活動助成選考委員会は、委員に対する回議による書面開催とし、令和7年6月30日に8団体の活動を助成対象として選考した。

6 令和7年度第5回理事会（決議の省略）について

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、令和7年7月15日に理事会の決議があったものとみなされた。

- (1) 顧問選任の同意

7 2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」関西広域連合主催「いのちを育む“水”のつながり」WEEKへの参画について

- (1) 日時：令和7年8月3日 午前10時～午後5時
- (2) 場所：大阪・関西万博 関西パビリオン 多目的エリア
- (3) 内容：「水の世界をのぞいてみよう！琵琶湖・淀川の小さな“いのち”たち」琵琶湖で採水した水の中の微生物の顕微鏡観察、機構事業の紹介（パネル展示）、啓発物の配布 等

8 琵琶湖・淀川子ども水質保全活動助成 令和6年度成果報告会

- (1) 日時：令和7年8月27日 午後2時～午後4時10分
- (2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階 セミナー室2
- (3) 内容：活動成果報告、参加者交流、講評

9 琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会（第1回）の開催について

- (1) 日時：令和7年10月6日 午後2時30分～午後4時50分
- (2) 場所：大阪府立労働センター 9階第903会議室
- (3) 議題：「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」の情報提供および分析手法についての意見交換

10 令和7年度第2回評議員会幹事会・理事会幹事会 合同会議の開催について

- (1) 日時：令和7年11月27日 午後1時～午後3時
- (2) 場所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）
- (3) 議題：次期(R8～10)あり方検討について

11 令和7年度学術委員会の開催について

- (1) 日 時：令和7年12月26日 午前10時～午後0時
- (2) 場 所：京都市大学のまち交流センター 2階第2会議室（Web併用）
- (3) 議 題：水質保全研究助成について
水質保全調査研究について

12 令和7年度第3回評議員会幹事会・理事会幹事会 合同会議の開催について

- (1) 日 時：令和8年2月2日 午前10時～午後0時
- (2) 場 所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）
- (3) 議 題：令和7年度第6回理事会の開催について
令和7年度第3回評議員会の開催について

13 琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会（第2回）の開催について

- (1) 日 時：令和8年2月4日 午後3時10分～午後4時30分
- (2) 場 所：大阪府立労働センター 7階第604会議室
- (3) 議 題：「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」
の情報提供および学識者を招いてのリスク評価等についての意見交換

〔資料 11〕

理事長専決報告（職員給与規程一部改正）

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を 改正する規程の制定について

次のとおり、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を改正する規程を制定することにつき、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職務権限・組織規程第3条第1項第3号の規定に基づき、専決する。

令和8年1月1日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
理事長 目片佳子

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程の一部を次のように改正する。

- ・別紙新旧対象表のとおり改める。
- ・別表を添付のとおり改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員給与規程 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、給与表の職務が9級以上である者に対しては支給しない。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給与表の職務が8級であるものについては、3,500円）とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>ただし、次項第1号及び第3項から第6項のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給与表の職務が9級以上である者に対しては支給しない。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については、一人につき6,500円（給与表の職務が8級であるものについては、3,500円）とし、前項第2号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>【新設】</u></p>

の支給に関し必要な事項は、人事院規則 9-80
に準じて支給する。

【削除】

(管理職手当)
第 8 条 (略)

(時間外手当)
第 9 条 (略)

(住居手当)
第 10 条 (略)

(通勤手当)
第 11 条 (略)

(地域手当)
第 12 条 (略)

(昇給)
第 13 条 (略)

(期末手当及び勤勉手当)
第 14 条 (略)

(欠勤者の給与)
第 15 条 (略)

(給与の減額)

(届出等)

第 8 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を所属長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合。(前条第 2 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(3) 職員が配偶者のない職員となり又は配偶者を有するに至った場合

(管理職手当)
第 9 条 (略)

(時間外手当)
第 10 条 (略)

(住居手当)
第 11 条 (略)

(通勤手当)
第 12 条 (略)

(地域手当)
第 13 条 (略)

(昇給)
第 14 条 (略)

(期末手当及び勤勉手当)
第 15 条 (略)

(欠勤者の給与)
第 16 条 (略)

(給与の減額)

<p>第 16 条 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(新たに採用された職員の給与)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(給与の日額)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>(端数の処理)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>(地方公共団体職員等の取扱い)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第 24 条 (同右)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (同右)</p> <p>附 則 (同右)</p> <p>附 則 (同右)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>第 17 条 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>(新たに採用された職員の給与)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>(給与の日額)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>(端数の処理)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(地方公共団体職員等の取扱い)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第 25 条 扶養手当、住居手当についてこの規程に定めのない事項については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の規定に準じて支給するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 7 条第 3 項の扶養手当の月額、第 11 条の住居手当の月額及び別表については、一般職の職員の給与に関する法律の改定の都度これに準じて改定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>【新設】</p>
---	---

別表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							

88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							

〔資料 12〕

「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」について

(1) 令和7年度第1回検討会の開催状況

1 開催日時

令和7年10月6日（木） 午後2時30分～午後4時50分

2 開催場所

大阪市中央区 大阪府立労働センター「エル・おおさか」903会議室

3 議題

(1) 情報提供「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」

(2) 分析手法についての意見交換

4 参加研究機関

- ・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- ・京都府保健環境研究所
- ・独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- ・公益財団法人 ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
- ・公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

(2) 令和7年度第2回検討会の実施

1 開催日時

令和8年2月4日（水） 午後3時10分～午後4時30分

2 開催場所

大阪市中央区 大阪府立労働センター「エル・おおさか」604会議室

3 議題

(1) 情報提供「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」

(2) 学識者を招いてのリスク評価等についての意見交換

4 参加予定研究機関

- ・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- ・京都府保健環境研究所
- ・独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- ・公益財団法人 ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
- ・公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構